

管工事仕様書 (平成 24 年 1 月 1 日 改訂)

ページ	現 行	改 訂	備 考
P-7	<p>2・1・1 事故防止</p> <p>5. 工事着手に先立ち、各埋設管理者と工事方法、工程等に関し十分事前協議を行うとともに、<u>立会</u>を求め地下埋設物の試掘調査を行わなければならない。</p> <p>6. 請負者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占用者全体の<u>立会</u>を求め、管理者を明確にしなければならない。</p>	<p>2・1・1 事故防止</p> <p>5. 工事着手に先立ち、各埋設管理者と工事方法、工程等に関し十分事前協議を行うとともに、<u>現地確認</u>を求め地下埋設物の試掘調査を行わなければならない。</p> <p>6. 請負者は、施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占用者全体の<u>現地確認</u>を求め、管理者を明確にしなければならない。</p>	文章の変更
P-8	<p>2・2・1 工事現場管理</p> <p>1. 請負者は、土木工事安全施工技術指針（建設大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（建設省建設経済局建設機械課長）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>2・2・1 工事現場管理</p> <p>1. 請負者は、土木工事安全施工技術指針（<u>国土交通省大臣官房技術審議官通達</u>）、建設機械施工安全技術指針（<u>国土交通省大臣官房技術調査課長、総合政策局建設施工企画課長通達、平成 17 年 3 月</u>）<u>及び JISA8972</u>を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。</p>	文章の変更と追加
P-10	<p>2・3・1 交通安全管</p> <p>3. 請負者は供用中の道路に係る・・・・・・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日総理府・建設省令第 3 号）道路工事現場における・・・・・・</p>	<p>2・3・1 交通安全管</p> <p>3. 請負者は供用中の道路に係る・・・・・・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（<u>平成 22 年 12 月 17 日総理府・国土交通省令第 3 号</u>）道路工事現場における・・・・・・</p>	文章の変更
P-18	<p>3・1・1 適用</p> <p>1. 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この仕様書に示す規格に適合したもの、また、これと同等以上の品質を有するものとする。<u>なお、請負者が同等以上の品質を有するものとして海外の建設資材品質審査の証明事業による証明書を材料の品質を証明する資料とすることが出来る。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材については除くものとする。</u></p> <p>3・1・2 材料の品質及び検査等</p> <p>1. 請負者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、J I Sまたは設計図書で指示する方法により、請負者の費用負担において試験を<u>行わなければならない。</u></p> <p>2. 請負者は設計図書において見本または資料を提出することとしている工事材料について、請負者の費用負担において見本または資料を提出しなければならない。</p> <p>3. 請負者は、工事材料を使用するまで・・・・・・新たに搬入する材料については<u>再検査（又は確認）</u>を受けなければならない。</p>	<p>3・1・1 適用</p> <p>1. 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この仕様書に示す規格に適合したもの、また、これと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材については除くものとする。</p> <p>3・1・2 材料の品質及び検査等</p> <p>1. 請負者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、J I Sまたは設計図書で指示する方法により、請負者の費用負担において試験を<u>実施し、その結果を工事監督員に提出しなければならない。なお、J I Sマーク表示品については試験を省略できる。</u></p> <p>2. 請負者は設計図書において見本または資料を提出することとしている工事材料について、請負者の費用負担において見本または資料を提出しなければならない。<u>なお、J I Sマーク表示品については、J I Sマーク表示状態の確認とし、見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。</u></p> <p>3. 請負者は、工事材料を使用するまで・・・・・・新たに搬入する材料については<u>再度確認</u>を受けなければならない。</p>	文章の削除 文章の変更と追加 文章の追加 文章の変更

管工事仕様書 (平成24年1月1日 改訂)

<p>P-121</p> <p>P-128</p> <p>P-129</p>	<p>8・3・1 接合</p> <p>4. 締付トルク (2) フランジ形 の表中 口径 <u>150</u>～600 ボルトの寸法 <u>M21</u> RF形 (0.75MPA用) <u>180 (1800)</u></p> <p>8・3・4 路床、路盤材料及びアスファルト合材の品質管理 別紙のとおり</p> <p>8・4 工事写真</p> <p>8・4・2 要領 表中の処置 (1) 記録媒体</p> <p>① <u>MO又はCD-ROMを原則とする。</u></p> <p>② 記録画像ファイル形式はJPEG形式 (非圧縮～圧縮率1/8迄) を原則とする。</p>	<p>8・3・1 接合</p> <p>4. 締付トルク (2) フランジ形 の表中 口径 <u>450</u>～600 ボルトの寸法 <u>M24</u> RF形 (0.75MPA用) <u>260 (2600)</u></p> <p>8・3・4 路床、路盤材料及びアスファルト合材の品質管理 別紙のとおり</p> <p>8・4 工事写真</p> <p>8・4・2 要領 表中の処置 (1) 記録媒体</p> <p>① <u>原本としては、ネガ (APSの場合はカートリッジフィルム) 又は電子媒体とする。</u></p> <p>② <u>工事写真の原本を電子媒体で提出する場合は「デジタル写真管理情報基準平成22年9月国土交通省」に基づき整理して提出するものとする。</u></p>	<p>数字の変更</p> <p>文章の変更及び追加</p>
---	---	--	-------------------------------

管工事仕様書 (平成24年1月1日 改訂)

P128		現 行				改 訂				備考	
8-3-4 珪珠、珪藻材料及びアスファルト合材の品質管理	珪藻材料及びアスファルト合材の品質管理	工 種	工 種	工 種	工 種	工 種	工 種	工 種	工 種	工 種	備考
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	文章の追加 と削除
下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	

※ 土工、凍上抑制層について、連続する縦割面積が50m²以下（ただし、給水管管轄等の小規模工事を含めない）の工事は、「共通仕様書」Ⅱ「土木工事施工管理基準」Ⅰ「施工管理一般」1-6-3品質管理(2)イに、該当するものとし、監督員と協議すること。

※ 下階階段、アスファルト舗装について、同一断面あたり縦割面積50m²以下は、「共通仕様書」Ⅱ「土木工事施工管理基準」Ⅰ「施工管理一般」1-6-3品質管理(2)イに、協議の内容を施工協議書で双方確認すること。

※ 土工の必要試験である「フルフローリング」については、一般的な水道工事は縦割層が狭小であることから当該試験の実施は不適切と判断し、除外する。

※ 土工の必要試験である「圧入試験（現場）」については、建設現場に必要となる試験であるため、当該現場工事には必要と判断し、除外する。

注1. この他の試験項目に係るものは、「共通仕様書」Ⅱ「土木工事施工管理基準」Ⅰ「品質管理基準及び規格値（土木）」によるものとする。

8-3-4 珪珠、珪藻材料及びアスファルト合材の品質管理

工 種	工 種	工 種	工 種	工 種	工 種	工 種	工 種	工 種	工 種	工 種	備考
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	文章の追加 と削除
下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	下 階 階 段	
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	
土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	土 工	

※ 土工、凍上抑制層について、連続する縦割面積が50m²以下（ただし、給水管管轄等の小規模工事を含めない）の工事は、「共通仕様書」Ⅱ「土木工事施工管理基準」Ⅰ「施工管理一般」1-6-3品質管理(2)イに、該当するものとし、監督員と協議すること。

※ 下階階段、アスファルト舗装について、同一断面あたり縦割面積50m²以下は、「共通仕様書」Ⅱ「土木工事施工管理基準」Ⅰ「施工管理一般」1-6-3品質管理(2)イに、協議の内容を施工協議書で双方確認すること。

※ 土工の必要試験である「フルフローリング」については、一般的な水道工事は縦割層が狭小であることから当該試験の実施は不適切と判断し、除外する。

※ 土工の必要試験である「圧入試験（現場）」については、建設現場に必要となる試験であるため、当該現場工事には必要と判断されるため、除外する。

注1. この他の試験項目に係るものは、「共通仕様書」Ⅱ「土木工事施工管理基準」Ⅰ「品質管理基準及び規格値（土木）」によるものとする。